

令和6年9月17日  
神奈川県労働局

## 厚木公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

神奈川県労働局は、厚木公共職業安定所（以下、「厚木所」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 1 事案の概要

厚木所において、別の求職者の氏名が記載された紹介状を誤交付したものと。

なお、当該紹介状は誤交付した求職者から回収しているため、二次被害の恐れはない。

### 2 事実経過

- (1) 令和6年9月4日、求職者である A 氏が求人事業所甲の紹介希望で来所。
- (2) 職員 C が求職者 A 氏の受付票バーコードを読み取り、端末機で画面表示したが、実際には印刷していない求職票を印刷したと誤認し、後方の供用プリンターに出力されていた別の求職者 B 氏の求職票を手元に置き、その求職票をもとに紹介状を発行した。
- (3) 職員 D は相談を行う求職者 B 氏の求職票を出力していたが、後方の供用プリンターに求職票がなかったことから、周囲の職員に確認をせず、印刷要求をしていなかったものと誤認し、再度求職票を印刷し、求職者 B 氏との相談を継続した。
- (4) これにより、求職者 A 氏に対し B 氏の氏名が入った紹介状及び、B 氏の氏名及び求職番号が記載された本人控えを手交した。その後職員 C は求職者 A 氏の相談記録を入力する際に誤交付をしたことに気付いた。
- (5) 当該紹介状を発行した求人事業所甲には、求人者マイページ経由で求職者 B 氏を紹介した旨のメッセージが送信されており、求職者 B 氏の氏名が求人事業所甲に受信メッセージとして到達している。
- (6) 厚木所幹部職員から9月4日に、求職者 A 氏の自宅を訪問の上、誤交付書類の回収及び正しい紹介状の手交と併せ謝罪。求職者 B 氏に電話連絡し、情報漏えい事案の概要を説明の上謝罪し、了承いただいた。9月5日厚木所幹部職員から求人事業所甲に電話連絡し、情報漏えい事案の概要を説明の上謝罪し、求職者 B 氏の受信メッセージデータ削除を依頼し、了承の上ご対応いただいた。

### 3 発生原因

- (1) 職員 C が別人の求職票を手にとった際に、本人かどうかの確認を怠った。さらに紹介状を発行し本人に手交する際に、1枚ずつ指さし確認の上、本人に間違いはないか確認することを怠った。
- (2) 職員 D が出力した求職票がプリンターに残されていなかった際に、プリンターを供用している周囲の職員に確認することを怠った。

#### 4 再発防止対策

##### 【厚木所の取組】

- (1) 令和6年9月5日14時、緊急幹部会議を開催し、個人情報漏えい事案について説明の上、改めて基本動作・確認作業の徹底を指示。
- (2) 全職員、相談員に「個人情報保護に関する研修テキスト」の緊急自主点検の実施を指示。
- (3) 全ての供用小型プリンターに「取違い厳禁！！」「印刷物はその場で必ず確認！！」のシールを貼付。
- (4) 全職員、相談員を対象とした基本動作の徹底を確認するためのロールプレイング研修を9月10日～13日までの間で実施。

##### 【神奈川労働局の取組】

- (1) 令和6年9月9日9時、安定部緊急幹部会議を開催。
- (2) 令和6年9月12日開催の安定所長会議において、事案の概要共有及び、全所で緊急幹部会議を開催し、個人情報漏えい防止の徹底について注意喚起するよう指示。
- (3) 令和6年9月6日に総務部総務課より個人情報漏えい事案に係る注意喚起を全所属長あてメール送付。また、職業安定部より職業安定部長事務連絡を発出し、個人情報漏えいに係る注意喚起を指示。

<p>【担当】 神奈川労働局職業安定部 職業安定課長 福本 秀 課長補佐 森 洋行 (電話) 045-650-2800</p>
---